

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券一時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券一時価のないもの－移動平均原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・製品、仕掛品－個別原価法
 - ・原材料、商品－個別原価法
 - ・貯蔵品－個別原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）－平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）－定額法
 - ・リース資産－所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロする定額法を採用している。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金

当法人は、職員の退職給付に備えるため、(福) 全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び(財) 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付支給制度により計算された金額を退職給付引当金として計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
 - ・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(福) 全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び(財) 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付支給制度に加入しています。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- ・法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- ・事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- ・当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成しておりません。
- ・社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

各拠点におけるサービス区分の内訳

- (1) 本部（社会福祉事業）
 - 法人運営事業
 - ふれあいのまちづくり推進事業
 - ボランティア推進事業
 - 在宅福祉推進事業
 - 共同募金配分事業
 - 地域支援事業
 - 福祉サービス利用援助事業
 - 生活困窮者自立支援事業
- (1) 介護（社会福祉事業）
 - 居宅介護支援事業
 - 訪問介護事業（事業休止）
 - 通所介護事業南濃
 - 共生型生活介護事業南濃
- (1) 障がい（社会福祉事業）
 - 生活介護事業
 - 就労継続支援B型
 - 児童発達支援事業
 - 障がい者相談支援事業
 - 指定特定相談支援事業
 - 指定障害児相談支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位 : 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金または固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

貸借対照表上、間接法で表示しているため、記載しておりません。

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位 : 円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	評価損益
本部拠点	1,346,940		1,346,940
介護拠点	16,744,498		16,744,498
障がい拠点	9,066,510		9,055,510
合計	27,157,948	0	27,146,948

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

(単位 : 円)

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし